

令和5年（フ）第3850号

破産者 株式会社東名小山カントリー倶楽部

任務終了の計算報告書

頭書事件について、破産管財人の任務が終了しましたので（後記ご参照）、別紙の収支計算書、財産目録及び貸借対照表のとおり、ご報告いたします。

記

第1 換価業務について

破産法157条の報告書の提出日（令和5年9月29日）以降の破産管財人による換価業務の概要は、次のとおりであり、これにより令和5年11月24日現在の財団収集額（破産管財業務に要した費用等控除前の金額）は、1539万6072円となります。

（1）本社事務所の敷金の回収

破産手続開始後に解除、明渡済みの本社事務所の賃貸借契約にかかる敷金の返還（未払賃料、原状回復費用控除後の残額）として、10万8243円を回収し、これを破産財団に組入れました。

（2）ゴルフ場用地の賃料精算金の回収

破産者を借地人とするゴルフ場用地の土地賃貸借契約が1件のみ残されていたことから、破産管財人は、破産法53条1項により解除しており、既払地代等の精算金として、27万5027円を回収し、これを破産財団に組入れました。

(3) ゴルフ場コース設備及び構築物等の売却

破産管財人は、破産者の固定資産台帳上、なお破産者の所有資産としてゴルフ場のコース設備及び構築物等が計上されていることから、同ゴルフ場（静岡県駿東郡小山町新柴504-1所在）を「ギャツビイゴルフクラブ」の名称で管理・運営している株式会社ゴルフサービス（以下「ゴルフサービス」といいます）に対し、有償で買取るよう求めて、協議を行いました。

もともと、破産者の固定資産台帳は、記載されている計上資産や簿価が不正確であることは否めず、また計上されている主要なコース設備は昭和後期から平成初期に設置された古いもので、会計上の耐用年数が残っている設備も実際の資産価値は相当に低額にならざるを得ないことなどの事情が、認められました。

これらの事情も踏まえて、破産管財人は、貴庁の許可を得て、ゴルフサービスに対し、現在も利用されていることが確認されるコース内の橋梁を含む、ゴルフ場内に残されている一切の破産者所有のコース設備等を500万円で売却することで合意し、同額を破産財団に組入れました。

(4) その他の資産の有無について

先般ご報告のとおり、破産管財人は、破産手続開始決定後、管財人代理のほか、必要な範囲で補助者として税理士・会計士の助言を得ながら、計算書類や各種資料を調査し、また関係者にヒアリングする等して、破産財団に帰属する資産の有無等の調査を実施いたしましたが、現存する資料や情報を前提とする限り、上記（1）乃至（3）以外にさらに換価可能な資産を確認することはできませんでした。そのため、頭書事件における破産管財人の換価業務は完了したと判断しております。

第2 破産法第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について

破産管財人による調査の結果、破産者が、今般の破産申立てに至る過程において、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、破産法第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情は、確認されておりません。

なお、破産者において、過去にゴルフ会員権乱発による大量の会員募集が行われ、これにより集められた預託金名目の多額の資金が用途不明になっている点については、既に当時の資料が現存しておらず、事実確認ができないことに加え、当時の役員等に損害賠償責任があったとしても、既に大量の会員募集が行われてから30年以上が経過しており、消滅時効が完成しているため、法的責任を追及することは困難と判断せざるを得ません。

第3 結語

以上により、破産管財人の任務は終了しましたので、本書をもって、ご報告いたします。なお、破産債権者数が1万名を超える頭書事件においては、別紙の収支計算書等のとおり、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するものと認められます。

令和5年11月24日

破産管財人弁護士 藤井 哲

以 上

収 支 計 算 書
(期間=令和5年7月6日～令和5年11月24日)

令和5年(フ)第3850号
破産者株式会社東名小山カントリー倶楽部
破産管財人 藤 井 哲

収 入 の 部 (単位:円)

番号	摘 要	金 額
1	現金(郵券・印紙、受取利息を含む)	10,012,802
2	賃料精算金	275,027
3	敷金返還請求権(本社)	108,243
4	コース設備・構築物等 R5.10.24 貴庁許可	5,000,000
5		
6		
7		
合 計		15,396,072

支 出 の 部

番号	摘 要	金 額
1	事務費	37,002
2	破産手続開始通知印刷代及び発送費	2,206,375
3	支払手数料/コールセンター・通信費	797,619
4	廃棄費用/本社残置物	256,000
5	未払金/破産手続終了通知印刷代及び発送費	1,843,600
6	未払金/コールセンター・通信費	787,600
7	未払金/個人情報書類溶解処分費用等	176,000
8	未払金/財務調査費用(会計士・税理士報酬)	660,000
9	未払金/HP作成・運営費用、ドメイン・サーバー費用等	385,000
10	未払金/管財人報酬	4,054,897
11	財団債権/公租公課及び労働債権	4,191,979
合 計		15,396,072

差引残高 金0円

令和5年(フ)第3850号

破産者 株式会社東名小山カントリー倶楽部

破産管財人 藤 井 哲

財 産 目 録

(開始決定日＝令和5年7月6日現在)

資 産 の 部

番 号	科 目	簿 価	評価額	備 考
1	現金(引継予納金)	10,000,000	10,000,000	
2	郵券/印紙	12,794	12,794	
3	受取利息	8	8	
4	賃料精算金	275,027	275,027	R5.10.2入金
5	敷金返還請求権	108,243	108,243	本社事務所/R5.10.10入金
6	コース設備・構築物等	5,000,000	5,000,000	R5.10.24貴庁許可/R5.10.31譲渡代金入金
	資 産 合 計	15,396,072	15,396,072	

負 債 の 部

番 号	科 目	届出額	評価額	備 考
1	一般破産債権	届出留保	届出留保	申立書記載額は、合計17,532,036,074円
	負 債 合 計			

令和5年（フ）第3850号
破産者 株式会社東名小山カントリー倶楽部
破産管財人 藤 井 哲

【破産】 貸借対照表

(作成日＝令和5年7月6日現在)

資産の部			負債の部			(単位：円)
番号	科目	評価額 財団組入見込額	番号	科目	評価額 異議のない債権額	
1	現預金	15,396,072	1	一般破産債権 ※ (別除債権付債権を除く)	17,532,036,074	
			2	財団債権 (公租公課)	3,390,508	
			3	財団債権 (労働債権)	803,471	
			4	財団債権 (破産手続費用等)	11,204,093	
	資産合計	15,396,072		負債合計	17,547,434,146	

※ 但し、届出留保につき申立書記載額

差引 資産不足額 17,532,038,074